

令和6年3月15日

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する
郵政民営化委員会の意見」の公表について

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会長 柳 沢 祥 二

令和6年3月7日、郵政民営化委員会から、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下、「意見書」という。）が公表されました。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業容の拡大に当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

今回の意見書では、金融二社の株式処分の進展等において、日本郵政におけるゆうちょ銀行の株式保有割合が61.5%となっていることをもって「一定の進展をしているものと評価できる」とし、また、今後の株式処分についても「JPビジョン2025に掲げられているように、令和7年度までに保有割合が50%以下になるよう、着実な処分の実施が重要である。」とされております。

私どもとしましては、まずは、改正郵政民営化法の附帯決議で求められている通り、金融二社の株式のできる限り早期の全株式処分に向けた具体的な説明責任を果たすよう努めるとともに、前回（2021年4月）の「意見書」で求められた、「中計の期間において金融二社の株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組」を着実に進展させる必要があると考えております。

ゆうちょ銀行の預入限度額に関しては、ゆうちょ銀行から、「日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が2分の1を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたい」との考えが示されています。

私どもは、かねてより、新規業務への参入や預入限度額の引上げについては、民間金融機関等との間の競争関係や地域の金融システムへの影響等を勘案した極めて慎重な審議・判断がなされるべきと考えており、これらがなされないまま、単に株式保有割合等、諸条件の充足に基づく、新規業務への参入および預入限度額の引上げ等が行われることは、地域の金融システムへ多大な悪影響が生じる恐れがあるといった、私どもの懸念を増加させるものです。

関係当局及び郵政民営化委員会におかれましては、郵政民営化法の基本理念に則り、こうした取り組みについて十分に注視していただくことを強く希望します。

私どもとしては、今回の「意見書」も踏まえ、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずる」といった郵政民営化法の目的・基本理念に則ったうえで、地域社会の健全な発展や市場に与える影響及び民間事業者等との対等な競争条件を確保すること等に十分配慮いただくことを強く要望いたします。

以 上